

健康

元気で長生きできる秘訣
 教えます！骨粗鬆症と「コステイブシンドローム」に打ち勝つために！

12月10日(月) 午後2時~4時
 ※事前申込不要
 講師 齊藤貴徳(関西医科大学 附属病院)
 費用 無料

健康教育講座
脂質異常症と心臓病について

脂質異常症は、全身の血管を老化させ、心筋梗塞などの原因となります。それらの病気を予防する知識を学びましょう。

12月20日(木) 午後2時~4時
 ※事前申込不要
 講師 市管理栄養士、市言語聴覚士
 対象 市在住で64歳以下の人
 ※1歳未満児の保育あり
 8人まで。要予約
 費用 5,000円程度
 申込方法 12月3日(月)~13日(木)に電話
 申込・問合先 健康増進課 ☎06(6904)6500

愛の献血

12月3日(日)午前10時~正午
 午後1時~4時30分
 とき 京阪宇治橋駅前広場
 主催 門真市献血推進協議会
 ※愛の血液助け合い運動を実施
 問合先 門真市献血推進協議会 ☎06(6902)6433

講師 堺昭彦(門真市医師会)
 費用 無料

師走をスマートに乗り切る！
 12月14日(金) 31年1月11日(金)
 ※受付は午後2時~3時20分
 とき 保健福祉センター
 対象 1歳に至るまで(標準は生後5カ月~8カ月)に達する日)
 費用 無料
 持ち物 母子健康手帳
 ※忘れられた場合は接種不可
 ※尚腕へのステロイド剤の塗布は接種前日から控える
 問合先 健康増進課 ☎06(6904)6400

BCG接種

12月14日(金) 31年1月11日(金)
 ※受付は午後2時~3時20分
 とき 保健福祉センター
 対象 1歳に至るまで(標準は生後5カ月~8カ月)に達する日)
 費用 無料
 持ち物 母子健康手帳
 ※忘れられた場合は接種不可
 ※尚腕へのステロイド剤の塗布は接種前日から控える
 問合先 健康増進課 ☎06(6904)6400

健診などのあんない(31年1月)

内容	とき・ところ・受付時間
4 月児健康診査 対象 30年9月生まれ おおむね4カ月で実施、個別に通知	22日(水)~市民プラザ 28日(月) 保健福祉センター ※時間は午後1時~2時30分
1 歳6 月児健康診査 対象 29年6月生まれ 1 歳7 カ月で実施、個別に通知	18日(金)午後1時~2時30分 保健福祉センター
2 歳6 月児健康診査 対象 28年6月生まれ 2 歳7 カ月で実施、個別に通知	8日(火)午後1時~2時30分 保健福祉センター
3 歳6 月児健康診査 対象 27年7月生まれ 3 歳6 カ月で実施、個別に通知	10日(水)午後1時~2時30分 保健福祉センター
ゆうゆう・にこにこ・すくすく健診 ※予約制	午後1時~2時30分 保健福祉センター
妊産婦・乳幼児健康相談 ※市保健師・市栄養士が対応	22日(火)午前10時~11時 市民プラザ
健康相談(無料) 対象 40歳以上の人とその家族	月・金曜日の相談 ※相談員は市保健師・予約制 保健福祉センター ※平日のみ 日曜日、祝日の相談 ※相談員は門真市医師会医師 保健福祉センター診療所 ※時間は午後2時~4時
栄養相談(月1回) ※相談員は市栄養士	予約制 保健福祉センター
☆4 月児・1 歳6 月児・2 歳6 月児健康診査は、個別に世帯主あてにご案内します。日時など都合の悪い人や通知が届かない人はご連絡ください ☆ゆうゆう・にこにこ・すくすく健診は、健診結果や相談などをもとに、引き続き必要に応じてご案内します ☆育児相談を実施しています(保健師・助産師による電話、面接、訪問) ※平日のみ	申込・問合先 健康増進課 ☎06(6904)6500

子育て

親子で楽しむクリスマス会

門真市民生委員児童委員協議会主任児童委員・児童福祉部会による人形劇や子育て相談を実施します。サンタさんプレゼントを持ってくる予定です。

12月11日(火) 午前10時~11時
 とき なかよし広場(市民プラザ内)
 対象 市在住で3歳以下の子どもと保護者
 費用 無料
 申込方法 12月10日(月)から電話または直接
 ※定員になり次第受付終了



サンタさんからプレゼント

あそびのひろば(室内版)

12月18日(火)~なかよし広場
 12月20日(木) 保健福祉センター
 ※時間は午前10時30分~11時30分

地域子育て支援センター
出張保育(クリスマス会)

12月7日(金) 午前10時~11時30分
 とき ルミエールホール
 対象 未就園児と保護者
 費用 無料
 申込方法 電話
 ※受付は日曜日を除く午前10時~午後4時
 問合先 健康増進課 ☎06(6902)6404

赤ちゃんランド〜めばえ〜

12月19日(木) 午前10時30分~正午
 とき 保健福祉センター
 ※事前申込不要。保育なし
 対象 保護者の交流、育児相談など
 対象 1カ月~3カ月の赤ちゃん
 費用 無料
 問合先 健康増進課 ☎06(6904)6500

障がい児福祉手当
特別障がい者手当

障がい児福祉手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳未満の人
 ①身体障がい者手帳1・2級程度の身体障がいがある人
 ②最重度の知的障がいまたは精神の障がいがあり、常に介護が必要な状態の人
 ③身体機能の障がいや病状、または、重度の知的障がいや精神の障がいがあり、その状態が①の同等程度以上の人
 ※本人や配偶者または扶養義務者(注1)が1人以上いる場合

特別障がい者手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり

障がい児福祉手当
特別障がい者手当

障がい児福祉手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳未満の人
 ①身体障がい者手帳1・2級程度の身体障がいがある人
 ②最重度の知的障がいまたは精神の障がいがあり、常に介護が必要な状態の人
 ③身体機能の障がいや病状、または、重度の知的障がいや精神の障がいがあり、その状態が①の同等程度以上の人
 ※本人や配偶者または扶養義務者(注1)が1人以上いる場合

特別障がい者手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり

障がい児福祉手当
特別障がい者手当

障がい児福祉手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳未満の人
 ①身体障がい者手帳1・2級程度の身体障がいがある人
 ②最重度の知的障がいまたは精神の障がいがあり、常に介護が必要な状態の人
 ③身体機能の障がいや病状、または、重度の知的障がいや精神の障がいがあり、その状態が①の同等程度以上の人
 ※本人や配偶者または扶養義務者(注1)が1人以上いる場合

特別障がい者手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり

障がい児福祉手当
特別障がい者手当

障がい児福祉手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳未満の人
 ①身体障がい者手帳1・2級程度の身体障がいがある人
 ②最重度の知的障がいまたは精神の障がいがあり、常に介護が必要な状態の人
 ③身体機能の障がいや病状、または、重度の知的障がいや精神の障がいがあり、その状態が①の同等程度以上の人
 ※本人や配偶者または扶養義務者(注1)が1人以上いる場合

特別障がい者手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり

障がい児福祉手当
特別障がい者手当

障がい児福祉手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳未満の人
 ①身体障がい者手帳1・2級程度の身体障がいがある人
 ②最重度の知的障がいまたは精神の障がいがあり、常に介護が必要な状態の人
 ③身体機能の障がいや病状、または、重度の知的障がいや精神の障がいがあり、その状態が①の同等程度以上の人
 ※本人や配偶者または扶養義務者(注1)が1人以上いる場合

特別障がい者手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり

31年度放課後児童クラブ入会の申込受付開始

全校で開設時間を延長
 31年度からすべての市立小学校で開設時間の延長を実施します。

申込書の配布
 12月3日(月)から子育て支援課または各小学校の放課後児童クラブで配付または市ホームページからダウンロード
 ※前年度の申込書の様式は使用不可
 申込方法 12月3日(月)~31年1月9日(木)に申込みが必要
 ※期後の申し込みは入会までに時間がかかる場合があります
 申込・問合先 子育て支援課 ☎06(6902)6404

障がい児福祉手当
特別障がい者手当

障がい児福祉手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳未満の人
 ①身体障がい者手帳1・2級程度の身体障がいがある人
 ②最重度の知的障がいまたは精神の障がいがあり、常に介護が必要な状態の人
 ③身体機能の障がいや病状、または、重度の知的障がいや精神の障がいがあり、その状態が①の同等程度以上の人
 ※本人や配偶者または扶養義務者(注1)が1人以上いる場合

特別障がい者手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり

障がい児福祉手当
特別障がい者手当

障がい児福祉手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳未満の人
 ①身体障がい者手帳1・2級程度の身体障がいがある人
 ②最重度の知的障がいまたは精神の障がいがあり、常に介護が必要な状態の人
 ③身体機能の障がいや病状、または、重度の知的障がいや精神の障がいがあり、その状態が①の同等程度以上の人
 ※本人や配偶者または扶養義務者(注1)が1人以上いる場合

特別障がい者手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり

障がい児福祉手当
特別障がい者手当

障がい児福祉手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳未満の人
 ①身体障がい者手帳1・2級程度の身体障がいがある人
 ②最重度の知的障がいまたは精神の障がいがあり、常に介護が必要な状態の人
 ③身体機能の障がいや病状、または、重度の知的障がいや精神の障がいがあり、その状態が①の同等程度以上の人
 ※本人や配偶者または扶養義務者(注1)が1人以上いる場合

特別障がい者手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり

障がい児福祉手当
特別障がい者手当

障がい児福祉手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳未満の人
 ①身体障がい者手帳1・2級程度の身体障がいがある人
 ②最重度の知的障がいまたは精神の障がいがあり、常に介護が必要な状態の人
 ③身体機能の障がいや病状、または、重度の知的障がいや精神の障がいがあり、その状態が①の同等程度以上の人
 ※本人や配偶者または扶養義務者(注1)が1人以上いる場合

特別障がい者手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり

障がい児福祉手当
特別障がい者手当

障がい児福祉手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳未満の人
 ①身体障がい者手帳1・2級程度の身体障がいがある人
 ②最重度の知的障がいまたは精神の障がいがあり、常に介護が必要な状態の人
 ③身体機能の障がいや病状、または、重度の知的障がいや精神の障がいがあり、その状態が①の同等程度以上の人
 ※本人や配偶者または扶養義務者(注1)が1人以上いる場合

特別障がい者手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり

障がい児福祉手当
特別障がい者手当

障がい児福祉手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳未満の人
 ①身体障がい者手帳1・2級程度の身体障がいがある人
 ②最重度の知的障がいまたは精神の障がいがあり、常に介護が必要な状態の人
 ③身体機能の障がいや病状、または、重度の知的障がいや精神の障がいがあり、その状態が①の同等程度以上の人
 ※本人や配偶者または扶養義務者(注1)が1人以上いる場合

特別障がい者手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり

障がい児福祉手当
特別障がい者手当

障がい児福祉手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳未満の人
 ①身体障がい者手帳1・2級程度の身体障がいがある人
 ②最重度の知的障がいまたは精神の障がいがあり、常に介護が必要な状態の人
 ③身体機能の障がいや病状、または、重度の知的障がいや精神の障がいがあり、その状態が①の同等程度以上の人
 ※本人や配偶者または扶養義務者(注1)が1人以上いる場合

特別障がい者手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり

31年度放課後児童クラブ入会の申込受付開始

全校で開設時間を延長
 31年度からすべての市立小学校で開設時間の延長を実施します。

申込書の配布
 12月3日(月)から子育て支援課または各小学校の放課後児童クラブで配付または市ホームページからダウンロード
 ※前年度の申込書の様式は使用不可
 申込方法 12月3日(月)~31年1月9日(木)に申込みが必要
 ※期後の申し込みは入会までに時間がかかる場合があります
 申込・問合先 子育て支援課 ☎06(6902)6404

こども園・幼稚園に遊びにきませんか

対象 市在住の未就園児と保護者
 ※子育て相談あり。受付は平日午前10時~午後4時
 ※事前申込不要。詳しくは各園にお問い合わせ

あそびのひろば

ところ	とき(12月)
砂子みなみこども園(千石西町10-8) ☎072(882)0668	月・金曜日午前10時~正午、午後1時~3時30分 火~木曜日午前10時~正午 ※12月7日(金)・25日(火)~31年1月11日(金)は閉室
上野口保育園(上野口46-13) ☎072(882)0372	7日(金)・10日(月)・21日(金) 午前9時45分~11時30分
浜町保育園(仮園舎)(浜町22-63) ☎06(4304)4015	21日(金)午前10時~10時50分 ※園舎の耐震工事のため、仮園舎で開催

幼稚園の行事予定

ところ	クラブ名	とき(12月)	内容・対象
大和田幼稚園(大橋町5-21) ☎072(883)3325	ひまわりクラブ	7日(金)午前9時~10時30分 1歳~未就学児	スノードーム作り

お急ぎください! かどま地域通貨「蓮」

今一度、タンスや財布の中などを確認し、かどま地域通貨「蓮」をお持ちの場合は、必ず払戻し手続きをしてください。

払戻期間を過ぎると払戻しができなくなりますので、ご注意ください。

払戻期間 12月28日(金)までの午前10時~午後5時
 ※木曜日、祝日を除く
 払戻方法 かどま地域通貨「蓮」をあいまち門真ステーション(市民プラザ内)へ持参
 問合先 あいまち門真ステーション ☎070(1239)7093
 地域政策課 ☎06(6902)5612

北河内初「地域での連携した見守り支援の推進」に向けた協働アピールを発表

11月9日、門真市民生委員児童委員協議会の創設70周年記念式典が開催されました。

その中で、門真市民生委員児童委員協議会、門真市社会福祉協議会、門真市の3者による協働アピールを発表し、地域での連携による見守り支援などを推進していくことを確認しました。

この協働アピールは、5月に大阪府市民生委員児童委員協議会連合会と大阪府市町村社会福祉協議会連合会が発表したものと



門真市版で、北河内地域内で市町村版の協働アピールを発表するは初めとなります。

福祉

障がい児福祉手当

障がい児福祉手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳未満の人
 ①身体障がい者手帳1・2級程度の身体障がいがある人
 ②最重度の知的障がいまたは精神の障がいがあり、常に介護が必要な状態の人
 ③身体機能の障がいや病状、または、重度の知的障がいや精神の障がいがあり、その状態が①の同等程度以上の人
 ※本人や配偶者または扶養義務者(注1)が1人以上いる場合

特別障がい者手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり

障がい児福祉手当

障がい児福祉手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳未満の人
 ①身体障がい者手帳1・2級程度の身体障がいがある人
 ②最重度の知的障がいまたは精神の障がいがあり、常に介護が必要な状態の人
 ③身体機能の障がいや病状、または、重度の知的障がいや精神の障がいがあり、その状態が①の同等程度以上の人
 ※本人や配偶者または扶養義務者(注1)が1人以上いる場合

特別障がい者手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳以上の入
 ①視覚・聴覚・両上肢・両下肢
 ・体幹・精神(知的・内部)
 ・機能(心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液系)のうち2つ以上に特に重度の障がいがある人
 ※内部機能障がいや重複している場合は1つの障がいとみなす
 ②両上肢・両下肢・体幹機能のいずれかに著しい障がい(1者以上)に一定額以上の所得がある場合や、施設に入所している場合
 ※支給制限あり

障がい児福祉手当

障がい児福祉手当
 対象 在宅で、次のいずれかを満たす20歳未満の人
 ①身体障がい者手帳1・2級程度の身体障がいがある人
 ②最重度の知的障がいまたは精神の障がいがあり、常に介護が必要な状態の人
 ③身体機能の障がいや病状、または、重度の知的障がいや精神の障がいがあり、その状態が①の同等程度以上の人
 ※本人や配偶者または扶養義務者(注1)が1人以上いる場合

特別障がい者手当